

2019年8月5日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

居宅支援に関する要望書

きょうされん
理事長 斎藤 なを子

平成30年度の報酬改定において居宅介護分野では、入院時の支援など前進した部分が一部ありましたが、大きな課題である基本報酬の増額については抜本的な改善がされないままの状態となっており、未だに厳しい状態が続いています。

一方介護保険における生活援助については、利用時間の縮小や報酬単価の切り下げ、要支援1、2の総合事業への移行などが矢継ぎ早に行われ、また要介護1、2の生活援助をも介護保険から切り離すという議論が行われており、今後、同様の議論が障害分野においても行われるのではないかと危惧しています。

家事援助について、支援の実態についての検証が行われていない中、現場では支援時間が短縮されていくことで利用者の変化や要望を掴むことが難しくなってきているとの声があがっています。

また恒常的な人手不足も深刻で、ヘルパーの安定的な確保、専門性の向上のために、現状の極めて低い報酬体系を見直し、基本報酬を大幅に増額することは急務です。

障害者権利条約が批准されて6年目を迎えた今、「他の者との平等」を基礎としながら、現場の実態やニーズに即した地域で暮らす障害のある人を支える制度に改善していく事が求められています。

1、家事援助について

家事援助は障害がある人の地域生活、自立支援に必要不可欠なものです。今後も訪問介護の業務内容に、家事援助を正當に位置付け、現行の低い報酬単価を増額してください。

2、重度訪問介護について

- ① 重度訪問介護の対象を重度の肢体不自由、行動援護対象者に限定せず、「日常生活全般に常時の支援を必要とするすべての障害者」に対して利用可能としてください。
- ② 現行の重度訪問介護の低い報酬単価を増額してください。

3、入院中の重度訪問介護の利用について

- ① 対象者を支援区分6、重度訪問介護を利用している人だけに限定せず、ニーズに合わせて利用できるよう対象者を拡大してください。
- ② 日常的に支援を行っているヘルパーが入院時の介護もできるよう、支援内容を意思疎通に限定せずに身体介護もできるようにしてください。

4 在宅勤務中のヘルパー利用について

在宅で勤務している障害者が勤務中も居宅介護の支援を受けられるようにしてください